

第1条（目的）

一般社団法人新潟ニュービジネス協議会（以下「当法人」という。）が、定款第43条により設置する委員会は、定款第4条に定める事業の円滑な遂行を図ることを目的とし、委員会の運営に関わる基本的な事項を本規程に定める。

第2条（設置と廃止）

委員会の設置及び廃止は、理事会の承認を得て行うものとする。

第3条（名称）

委員会の組織及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 起業家支援委員会
- (2) 事業創造委員会
- (3) 国際ビジネス委員会
- (4) 総務・会員増強委員会

第4条（構成）

委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 若干名

幹事 1名

委員 人数制限はなく、当法人の全ての会員がいずれかの委員会に属するものとする。
また重複も可能とする。

第5条（選任）

委員会の構成員の選任は、次のとおりとする。

- (1) 委員長、副委員長及び幹事は、委員のうちから互選とする。
- (2) 委員は、参加希望を考慮の上、委員長が選任する。

第6条（任務）

委員会構成員の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表すると共にその委員会の業務を総括し、運営の情報等について定例的もしくは必要に応じて理事会に報告しなければならない。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理する。
- (3) 委員は、それぞれの会社を代表して委員会活動に参画し、業務の運営に協力する。

第7条（招集）

- （1） 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員は必要があると認めた時は、委員長に対し委員会を招集することを求めることができる。
- （2） 招集通知は、幹事が委員長の命を受けて委員に行う。

第8条（その他）

本規程に定めのない事項は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。